

PEFC ST- MO 2002-1: 2026

**PEFC EUDR デューディリジェンス・システム（PEFC
EUDR DDS）実施のための要求事項**



PEFC Council

ICC Building C1, Route de Pré-Bois 20

1215 Geneva 15, Switzerland

Tel: +41 (0)22 799 45 40,

Fax: +41 (0)22 799 45 50

E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権表示

© PEFC 評議会 2026

この規格は、PEFC 評議会が所有する著作権によって保護されている。この文書は、PEFC 評議会のウェブサイト www.pefc.org から、または要求があれば自由に入手することができる。

この規格のいかなる部分も、PEFC 評議会の許可なく、商業目的のために、いかなる形式、いかなる手段によっても、変更、修正、複製、複写することを禁じる。

この文書の正式版は英語である。この文書の翻訳は、PEFC 評議会または PEFC の NGB から入手することができる。言語解釈に疑義がある場合は、英語版を参照すること。

文書名 PEFC EUDR デューデオリジェンス・システム実施のための要求事項

文書タイトル PEFC ST-MO 2002-1: 2026

承認： PEFC 理事会 日付：2026.10.02

施行日: 2026-10-05

移行期限: 2027-10-02

レビュー日：2031-10-02

目次

序文

はじめに

1. 適用範囲

2. 参考文献

3. 用語と定義

4. PEFC EUDR デューディリジェンスシステム（DDS）要求事項

4.1 一般的事項

4.2 マネジメントシステムに関する追加要求事項

4.3 投入原材料の確認に関する追加要求事項

4.4 生製品の宣言に関する追加要求事項

5. 情報の収集

5.1 一般的事項

6. リスク評価

6.1 一般的事項

6.2 関連製品が、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に由来しているリスクの評価

6.3 関連製品が、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクの評価

6.4 関連製品が森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービス持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来するリスク、あるいは、遺伝子組換え樹木が利用されるリスクの評価

6.5 サプライチェーン段階において、森林及び樹木産原材料が、問題のある出处あるいは EUDR を遵守していない供給源からのものと混合されるリスクの評価

7. 根拠のある懸念

8. リスクの軽減

8.1 一般的事項

8.2 追加情報、データ、文書の要求

8.3 審査

8.4 是正措置

9. デューディリジェンス・ステートメントと簡易申告の提出及び公表

9.1 デューディリジェンス・ステートメントと簡易申告の提出

9.2 PEFC デューディリジェンス・システム（DDS）報告及び公表

9.3 EU 情報システムへの登録

10. 市場への出荷停止

付属書 1 EUDR 付属書 II に示されているデューディリジェンス・ステートメントの内容

付属書 2 (規定): 零細または小規模第一次オペレーターが行う簡易申告書の内容 (規則(EU) 2023/1115 の付属書 III に基づく。ただし、規則(EU) 2025/2650 による改正を反映)

付属書 3 (参考): EU 域外に拠点を置く PEFC COC 認証組織が、PEFC EUDR DDS 規格を導入する際の責任の概要

参考文献

序文

PEFC 森林認証承認制度は、森林認証、サプライチェーン、および森林及び森林外樹木製品のラベリングを通じて、森林や森林外の樹木 (TOF) の持続可能な管理を推進する世界的な組織である。

PEFC による持続可能な森林および TOF 管理は、各国・地域の森林認証制度を PEFC が承認する仕組みを通じて実現される。各国・地域の制度は、森林および森林外樹木の管理に関する PEFC の持続可能性ベンチマークに適合しているかどうかについて独立した評価を受ける。PEFC の持続可能性ベンチマークの詳細は、PEFC のウェブサイト (www.pefc.org) を参照。

PEFC の COC 認証は、PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC」に基づいている。PEFC ST 2002 規格は、PEFC の主張やラベルが付された製品に含まれる森林及び森林外樹木産の原材料が、PEFC 認証を受けた持続可能な森林及び森林外の樹木、リサイクル材、あるいは PEFC 管理材のいずれかに由来することを保証するものである。

森林減少および森林劣化に関連する特定の産品・製品の欧州連合 (EU) 市場への流通および EU 域外への輸出に関する、2023 年 5 月 31 日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2023/1115 (規則 (EU) No 995/2010 (EUTR) を廃止するもの) は、2023 年 6 月 29 日に発効した。本規則 (EUDR) は、その後、2024 年 12 月 19 日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2024/3234、ならびに 2025 年 12 月 19 日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2025/2650 によって改正された。

EUDR の目的は、本規則の対象となる産品から製造された製品が、以下のすべての条件を満たさない限り、EU 市場への出荷や利用可能にすること、あるいは EU 域外への輸出が行われないようにすることである。その条件とは、当該製品が「デフォレステーション・フリーであること」こと、生産国の関連法令を遵守して生産されていること、そして、関連するデータおよび証拠を伴う「デュー・ディリジェンス・ステートメント」または「簡易申告」の対象となっていることである。

はじめに

PEFC は、組織が EUDR（への準拠を実証できるよう支援するため、モジュール規格「PEFC ST-MO 2002-1:2026」を策定した。同規格は、EUDR に適合した「PEFC デュー・ディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）」を実施するための要求事項を定めている。

モジュール規格の初版である「PEFC ST 2002-1:2024」が 2024 年に発行された。EU 規則（EU）2025/2650 の採択により、EU 森林減少防止規則（EUDR）の対象となるオペレーターが負う一部の義務が簡素化されたことを受け、PEFC は、改正された規制要件に整合させる形で本規格を見直し、改正した。

今回の改正は、PEFC システムの整合性と信頼性を強化するための PEFC の広範な取り組みの一環でもある。これには、認証取得組織および認証機関による「PEFC EUDR DDS（デュー・ディリジェンス・システム）」の実施状況に対するモニタリング・評価を強化するための具体的な措置が含まれている。また、PEFC の文書体系の改定に合わせて、本規格の内容も更新された。

本改正モジュール規格は、PEFC PR 001:2026 に規定された技術文書策定のための PEFC 手順に従い、幅広いステークホルダーを対象とした、オープンかつ透明性が確保された協議と合意形成に基づくプロセスを経て策定された。本規格の改訂は、欧州規則（EU）2025/2650 の導入に伴う変更に対応するため、PEFC の「緊急を要する改正プロセス（time-critical revision process）」を通じて行われた。

PEFC ST-MO 2002-1:2026 と以前のバージョンである PEFC ST 2002-1:2024 の主な変更点は以下の表 1 の通りである。

表 1：PEFC ST-MO 2002-1:2026 と PEFC ST 2002-1:2024 の主な変更点の概要

章	主な変更
第 3 章 定義と用語	・ 零細または小規模第一次オペレーター、下流オペレーター、簡易申告、申告番号などの新規定義の追加、およびオペレーター、トレーダー、PEFC-EUDR、非 PEFC-EUDR の原材料カテゴリーなどの既存定義の改正。 ・ 組織が担う新たな役割のいくつかを説明するため

	の例の追加 • PEFC EUDR DDS 原材料のカテゴリーを 3 つから 2 つ（PEFC-EUDR と非 PEFC-EUDR）に削減
第 4 章 PEFCEUDR DDS 要求事項	• PEFC EUDR DDS 認証の信頼性、モニタリング、評価を強化するための新たな要求事項を追加 組織は以下の事項を実施する必要 • 認証機関が予告なしまたは短期間の事前通知による審査を実施する際に、必要な協力 • PEFC EUDR DDS 認証のモニタリングおよび評価活動の実施において、PEFC 評議会または PEFC 認可団体への協力。 • PEFC から求められた場合、PEFC データベースへの情報の登録 • 制裁措置または法的調査の対象となった場合、直ちに認証機関への通知。
第 5 章 情報の収集	• 情報収集要求事項は、規則（EU）2025/2650 に準拠するよう改正。オペレータ、下流オペレーター、トレーダー、EU 域外に拠点を置く組織など、組織の種類に応じて収集すべき情報を区別。また、零細模または小規模の第一次オペレーター向けの簡易申告に関する要求事項の導入 • 改正された要求事項により、組織は改正 EUDR に基づくそれぞれの義務を履行し、適用される PEFC EUDR デューデリジェンス（DD）・ステートメントの原材料カテゴリーを特定するために必要な情報の収集・保持。EUDR DD ステートメントの参照番号を収集して伝達するという以前の要求事項の削除
第 6 章 リスク評価	• 欧州委員会が、森林減少や森林劣化に関連するリスクが低いと評価した国の供給者について、「生産国の関連法令の遵守に関するリスクがない、または極小である」ことを示す指標を削除する。 • EUDR（欧州森林減少防止規則）の回避や、サプライチェーン段階での混入に関するリスクの評価方法の見直し。これには、より能動的なアプローチが求められるほか、重大なリスクを示す指標の拡充

	も含まれる。さらに、各指標を評価する際に「PEFC-EUDR 主張」をどのように適用すべきかに関する要求事項が追加
第 7 章 根拠のある懸念	・ 組織がリスクを示す情報を入手または認識した場合、認証機関および PEFC 評議会または PEFC 認可団体に通知する義務の追加。この章では、通知および検証に関して、オペレーター、下流オペレーターおよびトレーダーに適用される EUDR の改正要件も反映。
第 8 章 リスクの軽減	・ 軽微な編集上の変更（特定のリスク低減要求事項の対象外となった組織形態への言及の削除など） ・ 樹種の確認に特に注意を払うという要求事項の追加、および供給品のサンプリングに関する要求事項の削除。
第 9 章 デューデリジェンス (DD)・ステートメントと簡易申告の提出と公表	・ 零細あるいは小規模な第一次オペレーターが行う一回限りの簡易申告の提出、および非 SME 下流オペレーター/トレーダーによる EU 情報システムへの登録に関する要求事項の追加
第 10 章 市場への出荷停止	・ 実質的な変更はなし
付属書	・ 付属書 1 の編集上の変更：要求事項の対象外となった組織形態に関する言及を削除。 ・ 付属書 2 の追加：簡素化された申告の内容を規定。 ・ 付属書 3 の追加：EU 域外に拠点を置く組織の責務の概要を記載。 ・ 参考文献一覧の追加。

本規格は、単独の規格ではなく、PEFC の COC 規格と併せて使用される任意のモジュール規格である

。

PEFC EUDR DDS は、PEFC の COC 規格に規定されているデュー・ディリジェンス・システム (DDS) と整合するように設計されている。本規格は、対象製品が、PEFC の COC 規格で定義される「問題のある出处」に由来するリスク、あるいは EUDR で定義される「不適合製品」であるリスクに対処するものであり、その対象は原産地からサプライチェーン全体に及ぶ。これには、PEFC が定める「問題のある出处」の定義のうち、EUDR の要件を超えている要素も含まれる。

本モジュール規格に基づいて認証を取得した PEFC COC 認証取得者は、「PEFC-EUDR 主張」を使用することができる。この主張は、必要な情報が収集され、適切なデュー・デュー・ジェンズが実施されたこと、その結果として、当該製品が問題のある出处に由来するリスクや、EUDR に適合しない製品であるリスクが「ない」または「極小である」と判断されたことを示すものである。

PEFC が公示した認証機関は、本モジュール規格に基づき、組織に対する第三者適合性評価の審査を実施するが、コンプライアンス（法令遵守）に関する責任は、各組織が負う。EU 加盟国が指定する管轄当局は、関連製品が EUDR に適合しているかどうかを判断する責任を負う。

このモジュール規格を実施することにより、PEFC の COC 認証取得者は、環境と社会的責任へのコミットメントを強化するだけでなく森林減少と森林劣化を食い止めるという世界的な目標にも貢献する。

適用される要求事項

本規格は、単独の規格ではない。PEFC の COC) 規格と併せて使用される任意のモジュール規格である。

EU 域内に拠点を置き、EUDR の対象となる組織の場合、適用される要求事項は、組織の種類（零細または小規模一次事業者、オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダー）および規模区分（SME か否か）によって異なる。PEFC EUDR DDS モジュール規格では、各要求事項において、該当する組織の種類や規模区分を明記することで、こうした区別を反映させている。表 2 には、組織の種類ごとに求められる主な追加義務の概要が示されている。

一方、EU 域外に拠点を置き、EUDR の直接の対象ではないものの、取り扱う製品が EU 市場向けサプライチェーンの一部を構成している組織については、組織の種類や規模区分にかかわらず、本モジュール規格が適用される。

表 2: EU 内に設立された組織に対する PEFC EUDR DDS の主要な追加義務の概要

章	主要な追加義務	適用される組織のタイプ
4 項*	認証機関が実施する抜き打ち審査に際して、必要に応じて協力を行うこと。 PEFC EUDR DDS 認証の監視・評価システムに基づく活動を行う PEFC 評議会 (PEFC Council) または PEFC 認可団体に対し、必要に応じて協力を行うこと。 PEFC から求められた場合、PEFC データベースに必要な情報を登録すること。 制裁手続きの対象となった場合、または法的調査の対象となった場合には、直ちに認証機関へ通知すること。	すべての組織
4.2 項及び 8.1 項	マネージメントレベルでコンプライアンス責任者を任命し、この任命をリスク管理の実践に含める。 **	非 SME オペレーター
5.1 項	該当する場合は、供給業者から提供されたデューデリジェンス・ステートメントの参照番号または申請番号を収集し、保管すること。	いずれかのオペレーターから直接供給を受ける、下流オペレーターまたはトレーダー
8.1 項	内部方針、統制、および手順を検証するための独立した監査機能を確立すること。 **	非 SME オペレーター
9.1 項	関連製品を EU 市場に出荷または輸出する前に、デューデリジェンス・ステートメントを提出する。 **	非 SME オペレーター
9.1 項	該当する場合は、関連製品を EU 市場に出荷または輸出する前に、一回限りの簡易申告書を提出すること。	零細及び小規模第一次オペレーター
9.2 項	PEFC EUDR DDS に関する年次報告書を公表すること。 **	非 SME
9.3 項	関連製品を EU 市場に出荷または利用可能にする前、あるいは輸出する前に、EU 情報システムに登録すること。	非 SME 下流オペレーターあるいは非 SME トレーダー

* EU 域外の組織にとって、義務の面で生じる唯一の変更点は、管理システムに関するものである。それ以外の点において、EUDR の改正および簡素化は、EU 域外の組織による PEFC EUDR DDS の運用には影響を及ぼさない。

** これらの義務は、改正前の EUDR においても既に存在していたが、改正後の EUDR では、その義務を履行すべき組織の範囲が変更されている

1. 適用範囲

本規格は、PEFC の COC 認証を取得した組織が、文書化された手順に従いデュー・ディリジェンス・システム（DDS）を実施し、EUDR 上の義務に関連する証拠を収集し、PEFC-EUDR 主張を行うために従うべき手順を規定するものである。なお、EUDR の遵守に関する責任は、全面的に組織が負う。

本規格は、組織が自らの役割に応じて EUDR 上の義務を果たすことを支援するとともに、サプライチェーン内の他の組織が「PEFC EUDR DDS」を自主的に導入し、「PEFC-EUDR 主張」を伝達できるようにすることを目的としている。これには、EUDR に基づき関連製品に関するデュー・ディリジェンスの実施を義務付けられていない下流の事業者やトレーダー、あるいは EU 市場に製品を販売していない組織も含まれる。こうしたケースにおいて、追加される要求事項はあくまで PEFC 認証の要求事項であり、EUDR の下で当該組織が担う法的な役割や義務を変更するものではない。

本規格は、PEFC が承認する COC 認証を申請中、または既に取得している組織が、世界規模で任意に導入できるモジュール規格である。

組織は、PEFC-EUDR 主張を行う前に、自身の PEFC COC 認証の適用範囲を拡大し、「PEFC EUDR DDS モジュール規格」を含めなければならない。

本モジュール規格が適用される PEFC 製品グループについては、PEFC ST 2002 の第 7 章および付属書 1 に規定されている COC に関する DDS に代え、PEFC EUDR DDS を実施しなければならない。組織が PEFC COC DDS と PEFC EUDR DDS の双方を使用する場合、製品グループのレベルにおいて、どちらの DDS を適用するかを定めなければならない。組織は、本規格が適用される PEFC 製品グループに組み込まれるすべての対象製品について、PEFC 認証原材料であるか否かにかかわらず、PEFC EUDR DDS のプロセスを経て、「リスクなし」または「極小リスク」という結果が得られるようにしなければならない。

本モジュール規格には、マネジメントシステム、投入原材料、生産品の宣言、および根拠のある懸念に関する追加の定義や要求事項が含まれている。PEFC の COC 規格のその他の適用可能な要求事項は、すべて引き続き有効である。

本モジュール規格に基づく認証は、EUDR の遵守に関する法的確認や検証を構成するものではない。本認証は、あくまでこの任意モジュール規格が定める要求事項への適合性について

て、第三者による保証を提供するものである。EUDR の遵守に関する法的責任は、EU 域内に拠点を置き、かつ EUDR の適用対象となる組織が単独で負う。

規格内で EUDR の条項が引用される場合、括弧内に「EUDR」と記載し、その後に条番号、および該当する場合は項番号または項の記号を付記している（例：EUDR 第○条、第○項／記号）。

この規格では、言語の意味として次の表現が使用される：“shall ”は要求を示し、“should ”は勧告を示し、“may ”は許可を示し、“can ”は可能性または能力を示す。詳細については、ISO/IEC 指針第 2 部を参照。

2. 参考文献

以下の参考文献は、本規格の適用に不可欠なものである。日付が古くても新しくても、それらの最新版（改正を含む）が適用される。

- ・ PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項（www.pefc.org 参照）
- ・ 森林減少及び森林劣化に関連する特定の产品及び製品の欧州連合（EU）市場における利用可能化並びに EU からの輸出に関する、2023 年 5 月 31 日付欧州議会及び理事会規則 (EU) 2023/1115（規則(EU) No 995/2010 を廃止し、規則(EU) 2024/3234 及び規則(EU) 2025/2650 により改正されたもの。以下「EUDR」という。）
- ・ 適用開始日に関する規定について規則(EU) 2023/1115 を改正する、2024 年 12 月 19 日付欧州議会及び理事会規則(EU) 2024/3234
- ・ オペレーター及びトレーダーの特定の義務について規則(EU) 2023/1115 を改正する、2025 年 12 月 19 日付欧州議会及び理事会規則(EU) 2025/2650
- ・ 木材及び木製品を市場に出荷するオペレーターの義務を定める、2010 年 10 月 20 日付欧州議会及び理事会規則(EU) No 995/2010（以下「EUTR」という。）
- ・ 森林減少及び森林劣化に関連する特定の产品及び製品の EU 市場における利用可能にすること並びに EU からの輸出に関する規則(EU) 2023/1115 に基づく情報システムの運用に関する、2024 年 12 月 4 日付欧州委員会実施規則(EU) 2024/3084（欧州委員会実施規則(EU) 2026/1565 により改正されたもの）
- ・ 2026 年 7 月 13 日付欧州委員会実施規則(EU) 2026/1565 デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出、零細または小規模第一次オペレーターのための簡易申告、緊急時対応措置、および情報システムの利用を簡素化するためのその他の措置に関し、実施規則(EU) 2024/3084 を改正する 2026 年の規則
- ・ 関連產品および関連製品のリストに関し、欧州議会および理事会規則(EU) 2023/1115 を改正する、2026 年 7 月 13 日付の欧州委員会委任規則(EU) 2026/2106

3. 用語と定義

以下の用語と定義は、EUDR から直接引用したものである。このモジュール規格の定義が、PEFC-COC 規格 PEFC ST 2002 の定義と異なる場合、このモジュール規格の定義が優先される

この規格においては EUDR および PEFC ST 2002 の定義に記載されている用語と定義は太字で表示されている。

3.1 農業プランテーション

果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ果樹園、樹木被覆下で作物を栽培するアグロフォレストリーなど、農業生産システムにおいて樹木を伴う土地。樹木以外の**関連するすべての製品の**プランテーションを含む。農業用プランテーションは「**森林**」の定義から除外されている。(EUDR 2.6)

3.2 農業利用

農業用プランテーション、農業用休耕地、家畜の飼育地を含む、農業目的の土地利用。(EUDR 2.5)

3.3 法定代理人

EUDR に基づく**オペレーター**の義務に関して、オペレーターから、特定の業務に関してその代理を務めるよう書面による委任を受けた EUEU に設立された自然人または法人。(EUDR 2.22)

3.4 管轄当局

EUDR から生じる義務を履行する責任を負う欧州**加盟国**が指定する当局。(EUDR 2.32)

3.5 生産国

関連製品の生産に使用される、または関連製品に含まれる**関連商品が生産された国**または地域。(出典：EUDR 2.24)

注：生産国については定義 3.33 も参照のこと。生産国とは、原材料が収穫された国を指す。

3.6 国別リスクレベル

森林及び樹木産原材料の生産が EUDR の第 3 条 a 項に適合していない場合に、欧

州委員会が各国に割り当てるリスクレベル（高リスク、低リスク、標準リスク）。

注 1：EUDR 第 3 条 a は、**デフォレステーション・フリー**を意味する

注 2：木材を原料とする関連製品については、欧州委員会によるリスク割り当ては**森林減少と森林劣化**の両方をカバーする。

注 3：非木質関連製品（天然ゴムなど）の場合、欧州委員会によるリスクの割り当ては**森林減少**のみを対象としている

注 4 場合によっては、欧州委員会によるリスク割り当ては、国全体ではなく、国の特定の地域に適用されることがある

注 5：欧州委員会による国別リスク評価は、こちらから確認できる。

3.7 申告番号

EU 情報システムが、一回限りの簡易申告書の提出、または EU 法もしくは加盟国法に基づいて設置されたシステムもしくはデータベースを通じて必要な情報を入手した後に、零細または小規模第一次オペレーターに割り当てる固有の番号。

3.8 森林減少

人為的か否かを問わず、**森林の農業利用**への転換。(EUDR 2.3)

3.9 デフォレステーション・フリー

デフォレステーション・フリーとは：

(a)2020 年 12 月 31 日以降、森林減少の対象となっていない土地で生産された**関連産品**を含むか、或いはそれらを使用し生産された**関連製品**

(b)木材を含むか、または木材を使用した**関連製品**の場合、その木材が 2020 年 12 月 31 日以降、**森林劣化**をもたらすことなく森林から伐採されたものであること。

(EUDR 2.13)

注 1：木質**関連製品**の場合、**デフォレステーション・フリー**とは、2020 年 12 月 31 日以降、森林減少および/または森林劣化をもたらすことなく生産された**関連製品**を意味する。

注 2：EUDR において農産品として定義されている非木質**関連製品**（天然ゴムなど）の場合、**デフォレステーション・フリー**とは、**関連製品**が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少をもたらさずに**生産**されたことを意味する。

3.10 下流オペレーター

商業活動において、関連産品を用いて製造された関連製品を市場に出荷または輸出する自然人または法人で当該産品および関連製品の使用に関するデューデリジェンス（DD）・ステートメントまたは簡易申告書の対象となる者。(EUDR 2.15b)

3.11 デューデリジェンス (DD)・ステートメント

オペレーターと定義される**組織**により **EU 情報システム**に提出される文書は、組織が**関連製品**の適合に責任を負うことを明確にして、**管轄当局**に提供しなければならない。

注1：**DD ステートメント**に記載される情報は、EUDR の付属書II、または本規格の付属書1に記載されている。

3.12 輸出

EU 商品の輸出：

1. EU の関税領域外に持ち出される EU 商品は、輸出の手続きに付さなければならない。

2. 第1項は、以下の EU 商品には適用しない

- a. 域外加工手続きに付された商品
- b. 特定用途手続きに付された後、EU の関税領域外に持ち出される商品
- c. 航空機または船舶の仕向け地にかかわらず、航空機用または船舶用物資として、付加価値税 (VAT) または物品税を免除されて引き渡される商品（当該引き渡しを証明する書類を要するものに限る。）
- d. 域内通過手続下に置かれた商品
- e. 第155条に基づき、EU の関税領域外へ一時的に移動される商品

(出典：規則(EU) No 952/2013、第269条(1)および(2))

注：規則(EU) No 952/2013 第270条に規定される「再輸出は、EUDR の適用範囲外である。ここでいう再輸出とは、当該商品または当該製品が「EU 商品」としての地位を取得しておらず、例えば再輸出申告を行うことなどを経て、EU の関税領域外へ搬出されることを指す。

3.13 EU 情報システム

組織が **DD ステートメント**または**簡易申告書**を提出するため、欧州委員会が構築し管理する情報システム。この情報システムには、欧州委員会が定義するその他の機能も含まれる

(EUDR 3.3)

3.14 EUDR 根拠のある懸念

EUDR に準拠していないとする客観的かつ検証可能な情報に基づく正当な理由のある申し立てで、管轄当局の介入が必要となる可能性があるもの。(EUDR 2.31)

注1：根拠のある懸念は、第三者（自然人または法人）あるいは組織自体から提起され得る

注 2：EUDR 根拠のある懸念は、関連製品、または**組織**自体に対して提起され得る

注 3：EUDR に基づく「根拠のある懸念」は、EU 市場への出荷、利用可能にすること、または輸出が予定されている関連製品、あるいはすでに EU 市場へ出荷された、利用可能された、または輸出された関連製品に関連し得る

3.15 森林

0.5 ヘクタール以上の土地で、樹高が 5 メートルを超え、樹冠率が 10%を超えるもの、または農業あるいは都市的土地利用が主体でない土地で上記数値に達することができ
るもの (EUDR 2.4)

3.16 森林劣化

森林被覆の構造的な変化を意味し、以下の転換の形態：

(a) **原生林**または**天然生林**から**育成林**または**その他樹木地**への転換。

(b) **原生林**から**育成林**への転換。

(EUDR 2.7)

3.17 地理的位置情報

土地のプロットの地理的位置情報は、少なくとも 1 緯度及び 1 経度単位の緯度及び経度の座標を、小数点以下 6 桁で表示する。4 ヘクタール以上の土地区画については、それぞれの土地区画の周囲を描く適切な緯度、経度による多角形で示さなければならない。

注 1：この定義は、本規格の適用範囲に合わせて調整されている。(EUDR 2.28)

注 2：零細または小規模第一次オペレーターと定義される組織の場合、関連製品に含まれる、または関連製品の製造に使用される関連原材料が生産されたすべての土地の郵便先住所を提供することで、位置情報の要求事項を満たすことができる。

(EUDR 4 a)

3.18 商業活動の過程において

加工目的、商業的または非商業的消費者への流通目的または**オペレーター**または**トレーダー**自身の事業における使用。(EUDR 2.19)

3.19 市場において利用可能にすること

商業活動の一環として、有償か無償かを問わず、**EU 市場**での流通、消費、使用のために**関連製品**を**供給**すること。(EUDR 2.18)

3.20 加盟国

EUDR が拘束力を持ち、直接適用される欧州連合（EU）加盟国

3.21 零細または小規模第一次オペレーター

欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU の第 3 条(1)および第 3 条(2)第 1 項にそれぞれ規定する自然人、零細企業、または小規模企業であって、EUDR 第 29 条に従って低リスク国に分類される国に設立され、商業活動において、自ら当該国に所在の関連する土地で栽培、収穫、取得、または飼育した関連製品を市場に出荷し、または輸出するオペレーターでその法的形態は問わない。これには、指令 2013/34/EU 第 3 条第 1 項および第 2 項第 1 段落に規定される 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの基準の上限を超えているオペレーターであっても、当該会計年度における貸借対照表総額、純売上高、および平均従業員数のうち、関連する産品および製品に関連する部分が、これらの基準のうち少なくとも 2 つの基準の上限を超えていないことを証明できるオペレーターが含まれる。(EUDR 2.15a)

注：この定義は、本規格の適用範囲に合わせて調整される。

3.22 天然林

天然更新により成立した樹木が主体の**森林**で、以下のいずれかを含む：

- a) 人工林か自然再生林かを区別できない**森林**；
- b) 自然再生された原生樹種と植林または播種された樹種が混在する**森林**で、林分成熟時において自然再生された樹種が樹種構成の大部分を占めると予想される場合；
- c) 元々天然更新によって確立された樹木からなる雑木林；
- d) 導入後天然更新により形成された樹木林。

(EUDR 2.9)

3.23 極少リスク

PEFC EUDR DDS の要求事項に従ってリスク評価実施後、**当該製品**が問題のある出処または **EUDR に準拠していない製品**に由来している、および/またはサプライチェーンレベルで、起源不明の**関連製品**、または問題のある出処及び/または **EUDR に準拠していない製品**に由来する**関連製品**と混合されている、というような懸念がないと結論づけられたリスクレベル。

(EUDR 2.26 に基づく)

3.24 EUDR に準拠していない製品

EUDR 第 3 条に準拠していない**関連製品**

注 1: EUDR 第 3 条では、**関連商品**および**関連製品**は、以下の条件がすべて満たされない限り、EU 市場に出荷したり、提供したり、輸出してはならないと規定さ

れている。

- (a) デフォレステーション・フリーであること。
 - (b) 生産国の関連法規に従って生産されていること。
 - (c) DDS ステートメントあるいは簡易申告書の対象となっていること。
- (EUDR 3 に基づく)

注 2: EUDR 第 3 条(c)項は、EU 市場に出荷、または輸出される関連製品に適用される。
下流オペレーターおよびトレーダーは、新たなデュー・ディリジェンス (DD) ステートメントや簡易申告書を提出する必要はなく、関連製品にすでに関連付けられているステートメントまたは申告を利用すればよい

3.25 非 PEFC-EUDR

PEFC EUDR DDS を実施しておらず、PEFC-EUDR 主張が付されていない関連製品を対象とする原材料カテゴリー。

3.26 非 SME

中小企業 (SME)、零細企業 (Micro)、小規模企業 (Small)、中規模企業 (Medium Sized Enterprise) に分類されない企業

注：この定義は加盟国に設立された組織に適用されます。

3.27 オペレーター

商業活動の過程で、関連製品を EU 市場に出荷するか、EU 市場から輸出する自然人または法人（下流オペレーターは除く）

(EUDR 2.15)

注 1：組織は、サプライチェーンにおける立ち位置に応じて、オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダーのいずれか（あるいはそれらを兼ねるもの）として機能し得る。

注 2：零細または小規模な第一次オペレーターは、オペレーターのサブカテゴリーである。

例：

EU 域内に拠点を置く林業会社が、自社所有の森林から樹木を伐採し、その原木を製材所に初めて販売する場合。この林業会社は、商業活動の一環として原木を EU 市場に供給することで、関連製品を市場に出荷していることになり、したがってオペレーターに該当する。

EU 域内の木材会社が、EU 域外の国で伐採された原木を購入し、それを EU 域内に輸入して EU 域内の製材所に販売する場合。この企業は、税関申告において輸入者として特定され、原木を自由に流通させるための申告を行い、当該原木を初めて EU 市場

に利用可能にすることになるため、オペレーターに該当する。

3.28 組織

自らの目標を達成するため、責任、権限および関係を伴う独自の機能をもつ個人又はグループ。

注1：本規格において、組織は、PEFC EUDR DDS をその適用範囲に含む PEFC COC 認証を申請中、または既に取得している状態で、本規格の要求事項を実施する者。本規格において「組織」という用語は、あらゆる種類の組織（EU 域外の組織、オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダー）を指す

注2：EUDR における「オペレーター」、「下流オペレーター」、および「トレーダー」の定義における、「者」とは、自然人、法人、または法人格を有さないものの、EU 法もしくは国内法に基づき法律行為を行う能力を有すると認められる人々の集団を指す。（EUDR 2.15）

3.29 その他の樹木地

農業用地または都市用地として優先的に使用されている土地を除き、面積が 0.5 ヘクタールを超え、樹高が 5 メートルを超え、樹冠被覆率が 5% ～ 10% であるか、または樹木のみでその生育地でこの基準に達するか、あるいは低木、灌木及び樹木の合計面積が 10% を超える森林として分類されていない土地（EUDR 2.12）

3.30 PEFC 認可団体

PEFC 評議会に代わって PEFC スキームの運営を行う権限を、PEFC 評議会から付与された団体

注：認可団体は、当該国で活動する PEFC 国別管理団体（PEFC NGB）か、PEFC 評議会から PEFC スキームの運営管理を行う権限を付与された団体。

3.31 PEFC 国別管理団体（PEFC NGB）

PEFC NGB は、それぞれの国において PEFC システムを開発・実施するために設立された独立した国内組織である。PEFC NGB の一覧と連絡先は、PEFC ウェブサイトに掲載されている。

3.32 PEFC EUDR 主張

PEFC EUDR DDS を実施し、その結果、リスクなし、あるいは**極小リスク**となった**関連製品**に関し、組織が販売及び納入書類に行う「PEFC EUDR」の主張。この主張は、常に PEFC ST2002 に基づく PEFC 主張（PEFC ST の定義 3.27、つまり X%PEFC 認証、及び PEFC 管理材）とともに使用されなければならない。

例： PEFC EUDR 100% PEFC 由来、PEFC EUDR X%PEFC 認証または PEFC EUDR PEFC 管理材。

注：PEFC-EUDR 主張は、**関連製品**に含まれる **PEFC 認証原材料**の割合にかかわらず、その主張が指す**関連製品**の全体に対して常に適用される。PEFC-EUDR 主張が付された関連製品／製品の構成原材料のすべてが本規格に適合している必要がある。

すなわち、トレーサビリティが確保され、合法であり、**デフォレステーション・フリー**であり、かつ、出処不明の原材料や規格に適合しない原材料が一切混入していないことが求められる

3.33 PEFC EUDR の原材料カテゴリー

関連製品の原材料カテゴリー、つまり PEFC EUDR と非 PEFC EUDR

注 **組織**は、PEFC ST 2020 と **PEFC EUDR DDS** 規格の両方に従って原材料を分類しなければならない。

3.34 PEFC EUDR デューデリジェンスシステム (PEFC EUDR DDS)

組織が実施する手順と措置の仕組み、すなわち情報収集、リスク評価、リスク軽減を行い、関連製品が**問題のある出処**および/または**非準拠製品**がサプライチェーン上もたらせるリスクを 軽減する仕組み。さらに、**PEFC EUDR DDS** には、**根拠のある懸念**と EUDR の**根拠のある懸念**に関する要求事項、**DDS ステートメント**の提出、市場への出荷禁止、**管轄当局**への報告、**問題のある出処**および/または**非準拠製品**から生じた可能性のある**関連製品**を **EU 市場**に出荷したり **EU 市場**から輸出したりしない責任に関する要求事項も含まれる。

注：各組織は、個々の取引において自らが担う役割に適用される EUDR 上の義務を特定し、それを遵守する責任を全面的に負う。

3.25 PEFC EUDR

PEFC EUDR DDS を認証範囲に含む **PEFC 認証書**の対象である**供給者**によって「**PEFC-EUDR 主張**」とともに納入される**関連製品**をカバーする原材料カテゴリー

3.36 PEFC が認めるデューデリジェンスシステム (DDS)

PEFC が認めるデューデリジェンスシステムとは、以下のいずれかのシステムを指す。

- a) PEFC ST 2002 に規定されている PEFC COC DDS
- b) PEFC ST-MO 2002-1 に規定されている PEFC EUDR DDS
- c) PEFC ST 2002:2020 に準拠して PEFC が承認した COC 規格に規定されている PEFC COC DDS

注：PEFC ST 2002:2020 に準拠して PEFC が承認した PEFC COC 規格の一覧は、こちらを参照。

3.37 EU 市場へ出荷

関連製品または**製品**を最初に EU 市場で**利用可能**にすること (EUDR 2.16)

注：「EU 市場へ出荷」とは、「**利用可能にすること**」の特定の形態であり、対象となる個々の**関連製品**または**製品**が初めて EU 市場に供給されることを指す。その後、同一の製品が EU 市場において再び供給される場合は、「利用可能にすること」には該当するが、「出荷」には該当しない。例えば、EU 域内の森林所有者が伐採した丸太を製材所に初めて販売する場合、その森林所有者は当該丸太を EU 市場に「出荷」したことになる。製材所がその丸太を加工して製材品とし、それを販売する場合、製材所は新たな関連製品を EU 市場に「出荷」することになる。一方、その製材品を加工することなく転売する木材問屋は、当該木材を EU 市場において「利用可能にしている」に過ぎない。

3.38 プランテーション森林

木材、繊維、エネルギーのための短伐期プランテーションなど集約的に管理され、植栽時及び林分成熟時に 1 または 2 種類の樹種、均等な齢級、一定の間隔という基準の全てを満たす人工林。生態系の保護や回復のために植林された**森林**、および植林や播種によって育成され、成熟段階で自然に再生する**天然林**に類似している、または類似するであろう**森林**は除外される。

(EUDR 2,11)

3.39 人工林

主に植林および/または意図的な播種によって育成された樹木で構成されている**森林**。ただし、植林または播種された樹木が成熟時に成長株の 50% 以上を構成すると予想される場合に限る。これには、以前に植林された、または播種により育成された樹木からなる雑木林が含まれる。(EUDR 2,10)

3.40 土地の区画

その土地で生産される関連製品に関連する**森林減少**及び**森林劣化**のリスク総量の評価を可能にするのに十分な条件を持つ、**生産国**の法律で認められた一つの所有地内の土地。(EUDR 2,27)

3.41 原生林

人間の活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。(EUDR 2,8)

3.42 生産

関連する**土地区画**で、牛に関しては施設、で育成、収穫、取得、または飼育されたもの。
(EUDR 2.14)

3.43 参照番号

オペレーターが、**DD ステートメント**を提出した後に **EU 情報システム**から取得する番号。

注 1: EU 参照番号は、**DD ステートメント**の番号のことである

注 2: 関連製品を EU 市場に出荷または輸出するオペレーター（ただし、零細または小規模第一次オペレーターを除く）として定義される組織のみが、参照番号を取得できる

3.44 関連産品

牛、ココア、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材を意味する。

注：関連商品リストが EU により変更された場合は、その変更による
(EUDR 2.1)

3.45 生産国の関連法規

生産地の法的位置づけに関して、**生産国**で適用される法律：

- a) 土地使用权
 - b) 環境保護
 - c) 木材伐採に直接関係する森林管理及び生物多様性保全を含む森林関連規則
 - d) 第三者の権利
 - e) 労働者の権利
 - f) 国際法で保護される人権
 - g) 先住民の権利に関する国連宣言に規定されているものを含む、自由な、事前の、かつ情報に基づく同意 (FPIC)の原則
 - h) 税、腐敗防止、貿易、関税に関する規制
- (EUDR 2.40)

3.46 関連製品

EUDR の附属書 1 に記載されている製品で、関連商品を含むもの、あるいは関連商品を使用したもの、または関連商品を使用して製造されたもの。(EUDR 2.2)

注 1: EUDR の附属書 1 は、欧州委員会によって定期的に改正される。

注 2: 本規格の適用範囲は、森林及び森林外樹木産原材料及びこれら原材料から製造

された関連製品に限定される

3.47 重大リスク

PEFC EUDR DDS の要求事項に基づくリスク評価の実施後に結論付けられたリスクのレベルで、**関連製品が問題のある出处**または **EUDR に準拠していない供給源に由来している**、および/またはサプライチェーンのレベルで、起源不明の**関連製品**または**問題のある出处**および/または **EUDR に準拠していない供給源に由来する製品**と混合されている懸念の原因を示している。

3.48 簡易申告書

「零細」または「小規模」第一次オペレーターと定義される組織が、EU 情報システムに提出し、管轄当局が利用可能な文書。この文書を提出する組織は、当該製品が EUDR を遵守していることについて責任を負わなければならない。

注 1：簡易申告とは、EUDR 第 4a 条に規定される、1 回限りの申告を指す。これは 1 回限り提出されるものである。オペレーターは、提供した情報に重大な変更が生じた場合、その簡易申告を更新することができる。

注 2：簡易申告に含めるべき情報は、EUDR の附属書 III および本規格の付属書 2 に規定されている

3.29 SME

「零細・中小企業 (SME)」とは、欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU の第 3 条第 1 項、第 3 条第 2 項第 1 段落、及び第 3 条第 3 項に規定される意味における零細、中小規模の事業体を指す。なお、その法的形態は問わない。(EUDR 2.30)

注：この定義は、EU 加盟国に設立された組織に適用される。

3.50 トレーダー

オペレーター以外のサプライチェーンに属する**組織**で、商業活動の過程で、**関連製品**を **EU 市場**で入手可能にする者。(出典 EUDR, 2.17)

注 1：SME であるか否かによって、トレーダーに課される要求事項は異なる

注 2：一つの組織が、サプライチェーンにおける立ち位置に応じて、オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダーの役割を同時に担う場合がある

3.51 廃棄物

廃棄、または廃棄する予定、あるいは廃棄する必要がある物質または物体
(指令 2008/98/EC 第 3 条(1))

4. PEFC EUDR デューデリジェンスシステム (DDS) 要求事項

4.1 全般的事項

4.1.1 **組織**は、調達する**関連製品**が、問題のある出处または不適合製品に由来する、あるいはサプライチェーンの段階でそれらと混ざるリスクを最小限に抑えるため、**PEFC EUDR DDS** を運用しなければならない。

4.1.2 **組織**は、**製品グループ**レベルで、**PEFC EUDR DDS** または **PEFC COC DDS** のいずれの DDS を実施するか明らかにしなければならない。

4.1.3 **組織**は、この **PEFC EUDR DDS** を通じ、PEFC EUDR DDS が適用される製品グループに投入されるあらゆる原材料のリスクが**極小**であることを、COC 方式を実施する前に確認しなければならない。(EUDR 4.1)

4.1.4 **組織**は、以下の 3 つのステップにより **PEFC EUDR DDS** を実施しなければならない。

- a) 情報の収集 (本規格第 5 章)
- b) リスク評価 (本規格第 6 章)
- c) リスクの軽減 (本規格第 8 章)

(EUDR 8.2)

注：本規格の導入は任意である。ただし、**組織**が導入を選択した場合には、EUDR における当該組織の役割にかかわらず、4.1.4 項に規定された 3 つのステップが PEFC 認証の要求事項として適用される。これには、EUDR の下で **DDS** の実施を義務付けられていない、サプライチェーン上の**下流オペレーター**や**トレーダー**も含まれる。また、EUDR 第 10 条および第 11 条に基づくリスク評価・リスク低減義務の対象外とされることが多い**零細または小規模第一次オペレーター**も含まれる (ただし、不遵守のリスクを示す関連情報がある場合はこの限りではない)。これらの PEFC の追加要求事項を満たすことで、これら**組織**は **PEFC-EUDR 主張**を行い、伝達することが可能となる。なお、これらの要求事項は、EUDR の下で当該**組織**が負う法的義務を変更するものではない。

4.1.5 以上に加え、**組織**は以下の手順を完了しなければならない

- a) **根拠のある懸念** (本規格第 7 章)
- b) 必要に応じて、**DD ステートメント** (オペレーターの場合) または**簡易申告書** (**零細または小規模第一次オペレーター**の場合) を EU 情報システム (第 9.1 項) を通

じて提出する。

注： 付属書 3 に記載されているすべての情報が、EUDR 第 33 条に規定される情報システム（EU 情報システム）以外の、EU 法または加盟国法に基づくシステムもしくはデータベースにおいて利用可能である場合、零細または小規模第一次オペレーターは、EUDR 第 4a (2) に基づく一度限りの簡易申告書を提出する義務を負わない（EUDR 4a 条第 4 項に基づく）

- c) 組織が中小企業（SME）以外のオペレーターと定義される場合（第 9.2 項）、デューデリジェンスシステムに関する報告書を毎年公表すること。
- d) EU 情報システムに非 SME オペレーターまたは下流オペレーターとして登録すること（第 9.3 項）。
- e) 問題のある出处からの製品または不適合製品を市場に出荷させないこと（第 10 章）

4.1.6 組織は、PEFC 顧客に対し 4.4 及び第 5 条に基づき必要な情報を提供しなければならない（EUDR 4.7）

4.1.7 組織は、PEFC EUDR DDS を少なくとも年に 1 回、また結果に影響を与える可能性のある新たな展開や情報の変化を認識した場合にはレビューを行い、必要に応じて DDS システムの改正を行わなければならない（EUDR 12.2）

4.1.8 オペレーター、下流オペレーターまたはトレーダーと定義される組織は、EUDR に基づく義務を管轄当局が遂行するにあたり、必要なあらゆる支援を提供しなければならない。これには、当局による施設への立ち入りを認めることや、PEFC EUDR DDS に関連するすべての文書および記録を利用可能な状態にすることが含まれる。（EUDR、4.6）

4.1.9 組織は、認証機関が実施する事前通知なしの審査において、必要に応じて、必要な支援を提供しなければならない。

4.1.10 組織は、PEFC EUDR DDS 認証のモニタリング・評価システムに基づく活動を実施するにあたり、PEFC 評議会または PEFC 認可団体対し、以下を含む必要な支援を提供しなければならない。

- a) PEFC からの求めに応じ、審査報告書に加え、認証活動に関連するデータを提供する

注：PEFC は、提供すべき関連データを明記した実施文書を公表する予定。

例：関連データには、調達した PEFC 認証原材料および非認証原材料の年間数量、PEFC 認証原材料および／または PEFC 管理原材料として販売された原材料の数量、PEFC-EUDR 主張を付して販売された原材料の数量、調達している主要な樹種、および調達国などが含まれ

得る。

- b) 審査の際、PEFC 評議会事務局のスタッフまたは PEFC 認可団体のスタッフがオブザーバーとして参加することを認める。
- c) 施設への立ち入りを許可する。
- d) PEFC EUDR DDS に関連するすべての文書および記録を利用可能な状態にする。
こうした協力は、PEFC、組織、および認証機関の間での事前の合意および調整に基づくものとする。

4.1.11 組織は、PEFC がモニタリングおよび評価活動を実施できるように、PEFC 評議会または PEFC 認可団体求めに応じて、認証活動に関連するデータを PEFC データベースに登録しなければならない。

注：提供すべきデータを規定する、PEFC が公表する実施文書には、その目的、アクセス／公表に関する規則、データの保持、訂正プロセス、およびセキュリティ上の保護措置についても記載される。

4.1.12 組織は、EUDR、本規格、または PEFC または PEFC 認証全般の遵守に影響を及ぼし得る制裁手続きや法的調査の対象となった場合、直ちに認証機関に通知しなければならない。

4.2 マネージメントシステムに対する追加的要求事項

4.2.1 **組織**は、その COC 管理システムの下で、**PEFC EUDR DDS** を行使するための書面による手順を策定しなければならない。組織の **PEFC EUDR DDS** 手順は最新の状態に維持されなければならない（EUDR 12.1）

4.2.2 **非 SME オペレーター**として定義される**組織**は、スタッフメンバーの中から EUDR コンプライアンス責任者を指名しなければならない。（EUDR 11.2a）

注：EUDR コンプライアンス責任者は、組織の PEFC COC 認証（PEFC ST2002:2020 の要求事項 4.3.1.2）の責任者と同一人物にすることができる。

4.2.3 組織は、PEFC EUDR DDS に関連する各対象製品について、すべての文書を少なくとも 5 年間保管しなければならない。オペレーターの場合、この 5 年間の期間は、当該製品が市場に投入された日または輸出された日から起算するものとする。文書には、第 5 章、第 6 章、および第 8 章に規定されるすべての記録、措置、および手順に加え、本規格で求められるその他の記録が含まれていなければならない。

（EUDR 9.1、12.2、および 12.5）

4.3 投入原材料の確認に関する追加的要求事項

4.3.1. **組織**は、**PEFC EUDR DDS** が適用される **PEFC 製品カテゴリー・グループ**への投入原材料として使用される**関連製品**について、PEFC ST 2002,5.1.1 に示されている文書に加えて、以下を入手しなければならない。

- a) **関連製品**の数量を特定するための供給者からの以下の情報。
 - i **EU 市場**に出入りする**関連製品**の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則 (EEC) No 2658/87(20)の付属書 I に定められた補足単位(示された HS コードに対して)で表示される
 - ii それ以外の場合はすべて、数量は正味質量、または該当する場合は品目の体積または数で表され、補足単位は、**DDS ステートメント**あるいは**簡易申告書**で参照される HS コード
の小見出しにおいて定義されている場合に適用される。
- b) PEFC 主張に加え、各 PEFC 主張製品に対する特別な PEFC EUDR 主張
- c) **PEFC EUDR DDS** を適切に実施するため必要な情報

4.3.2 **PEFC-EUDR 主張**を付して納入される**関連製品**について、**組織**は PEFC ウェブサイト上で以下の事項を確認しなければならない。

- a) 供給者が、PEFC EUDR DDS をその適用範囲に含む **PEFC が認める認証書**を保有していること。
- b) 当該**関連製品**が **PEFC EUDR DDS** の適用範囲に含まれていること。

4.3.3 **組織**は、**PEFC EUDR DDS** が適用される **PEFC 製品グループ**の投入各**関連製品**について、PEFC ST 2002 に規定されている原材料カテゴリーに加え、以下の **PEFC EUDR DDS** 原材料カテゴリーに従って当該**製品**を分類しなければならない。

- a) **PEFC-EUDR**
- b) **非 PEFC-EUDR**

4.4 製産品の宣言に関する追加要求事項

4.4.1 **組織**は、**PEFC 顧客**に対して「**PEFC EUDR 主張**」を行う **PEFC 製品グループ**からの製品について、以下の文書を提供しなければならない：

- a) 以下の**関連製品**の量：
 - i. EU 市場に出入りする**関連製品**の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則 (EEC) No 2658/87(20)(示された HS コードに対して)の付属書 I に定められた補足単位で表示される。

- ii それ以外の場合はすべて、数量は正味量、または該当する場合は品目の体積または数で表される。補足単位は、**DD ステートメント**あるいは**簡易申告書**で参照される HS コードの小見出しにおいて定義されている場合に適用される。
(EUDR9.1 b)
- b) 適用される PEFC 主張に加えて、各 PEFC 主張製品に対する特別な「**PEFC EUDR 主張**」
- c) **組織**が零細または小規模第一次オペレーター以外のオペレーターとして定義されている場合は、**DD ステートメント**の参照番号、**組織**が零細または小規模第一次オペレーター定義されている場合は、申告番号
- d) 必要に応じて、**顧客**が適切に **PEFC EUDR DDS** を実施するために必要な追加情報 (5.1.1 参照)

5. 情報の収集

5.1 全般的事項

5.1.1 PEFC-EUDR として分類される関連製品については、オペレーターとして定義される組織、または EU 域外に拠点を置く組織は、供給者から、または森林から直接対象製品を入手する場合は、以下の情報を入手し、記録を保持しなければならない。

a) 関連製品の商品名および種類を含む説明。木材を含む、または木材を使用して製造された対象製品の場合は、樹種の一般名および学名も記載しなければならない。製品説明には、製品に含まれる、または製品の製造に使用された関連産品または関連製品のリストを含めなければならない。(EUDR 9.1(a))

b) 関連製品の生産国および該当する場合はその一部の収穫国
(EUDR 9.1(c)、EUDR 2.24)

注：本規格において、「生産国」とは収穫国を意味する。

c) 関連製品が生産されたすべての土地区画の地理的位置情報。零細または小規模第一次オペレーターの場合、地理的位置情報の代わりに土地の郵便先住所を用いることができる。(EUDR 9.1(d)、EUDR 2.28)

d) 生産日または生産期間 (EUDR 9.1(d) および EUDR 2.14)

注：本規格において、「生産」とは収穫を意味する。

e) 関連製品の供給元である企業または個人の名前、住所、および電子メール アドレス。
(EUDR 9.1(e))

f) 関連製品を供給する企業、オペレーターまたはトレーダーの名前、住所、および電子メール アドレス (EUDR 9.1(f))

g) 関連製品がデフォレストেশョン・フリーであるという、十分に確定的かつ検証可能な情報 (EUDR 9.1(g))

h) 関連製品が、生産の目的でそれぞれの土地を使用する権利を与える取り決めを含み、生産国の関連法令に従って生産されたという十分に確定的かつ検証可能な情報
(EUDR 9.1(h))

5.1.2 関連製品が PEFC-EUDR として分類されるためには、当該製品をオペレーターまたは EU 域外に拠点を置く組織に供給する組織は、PEFC-EUDR 主張とともに 5.1.1 に規定するすべての情報と提供しなければならない。関連製品が森林を直接供給元とする場合は、EUDR に適応した PEFC 承認の持続可能な森林管理認証の保有者により、有効な 100% PEFC 認証主張を付して納品されなければならない。

注 1：PEFC 承認の EUDR 適応の森林管理認証規格は PEFC ウェブサイトに掲載

注 2：PEFC 承認の規格ではその規格固有の主張が使用される場合がある。PEFC 承認規格

固有の主張の一覧は、PEFC ウェブサイト参照

5.1.3 **PEFC-EUDR 関連製品**として分類されるためには、**下流オペレーター**または**トレーダー**と定義される**組織**は、供給業者から以下の情報を取得し、記録を保管しなければならない。

- a) **PEFC-EUDR** の主張。
- b) **関連製品**の供給者、**下流オペレーター**、または**トレーダー**の名称、登録商標、住所、電子メールアドレス、および入手可能な場合はウェブサイトアドレス。
- c) **関連製品**の供給を受けた**下流オペレーター**または**トレーダー**の名称、登録商標、住所、電子メールアドレス、および入手可能な場合はウェブサイトアドレス。
- d) **関連製品**の供給者が、その**関連製品**に割り振られた **DD ステートメントの参照番号** また **申告番号**を提供する**オペレーター**である場合、**下流オペレーター**または**トレーダー**はこの情報を記録しなければならない。

(EUDR 5.3)

5.1.4 **下流オペレーター**または**トレーダー**と定義される**組織**は、5.1.3 項で要求される情報を保有している場合に限り、**関連製品**を輸出、EU 市場への出荷あるいは利用可能することができる。**組織**は、**関連製品**が輸出、**EU 市場**に出荷、または利用可能とされた日から少なくとも 5 年間、当該情報を保管し、**管轄当局**の要請に応じて提供しなければならない。

(EUDR 5.1、5.4)

5.1.5 要請に応じて、**組織**は、**PEFC 顧客**に対し、5.1.1 項に規定される情報、または**関連製品**にリスクなし、またはリスクが極小であることを確認するために **PEFC 顧客**が必要とするその他の情報を提供しなければならない。**組織**が要請された情報を保有していない場合、この要請は**組織**の供給者に伝達されなければならない。

5.1.6 **非 PEFC-EUDR** に分類される**関連製品**については、**オペレーター**として定義される**組織**、または欧州連合域外に拠点を置く**組織**は、5.1.1 項で要求されるすべての情報を入手しなければならない。5.1.1 項で義務付けられている情報が入手できない場合、不完全である場合、あるいは検証できない場合、当該製品を **PEFC-EUDR** として分類してはならず、**PEFC 製品グループ**に含めてはならない。また、情報要件が完全に満たされるまでは、当該製品を EU 市場に**出荷**したり、輸出したりしてはならない。

5.1.7 **オペレーター**として定義される**組織**は、要請に応じて、5.1.1 項、4.3.1(a)項、および 4.4.1(a)項に基づいて収集した情報、文書、およびデータを**管轄当局**に提供しなければならない。(EUDR 9.2)

表 3：オペレーターとして定義される組織または EU 域外に拠点を置く組織に対する
PEFC EUDR DDS 原材料カテゴリーに関連する必要情報

情報収集に関する要求事項	原材料カテゴリー	
	PEFC EUDR	非 PEFC EUDR
5.1.1 に規定されている情報	X	X
PEFC-EUDR 主張、または EUDR に適合した PEFC 承認規格に基づいて認証された PEFC SFM 認証取得者による、有効な「100% PEFC 認証」の主張	X	

表 4：下流オペレーターまたはトレーダーとして定義される組織における、PEFC EUDR
DDS 原材料カテゴリーに関連する必要情報

情報収集に関する要求事項	原材料カテゴリー	
	PEFC EUDR	非 PEFC EUDR
5.1.3 から 5.1.5 に規定されている情報	X	X
PEFC EUDR 主張	X	

6. リスク評価

6.1 全般的事項

6.1.1 **組織**は、第4章および第5章に従って収集された情報について、その情報源、信頼性、当性、および利用可能な他の文書との関連性を、関連するその他の文書と併せて分析し、検証しなければならない。当該情報が適切に分析・検証された後、組織は、**PEFC EUDR DDS**が適用される **PEFC 製品グループ**の投入原材料として使用される各対象製品について、リスク評価を実施しなければならない。ただし、**PEFC リサイクル材**の定義に適合する製品は、この限りではない。

(EUDR 10.1 および 10.2(g))

注：EUDR に基づくリスク評価の義務は、組織の役割によって異なる。EUDR において、**下流オペレーター**および**トレーダー**にはリスク評価の実施は義務付けられていない。また、零細または小規模一次オペレーターについても、非遵守のリスクを示す関連情報を把握した場合を除き、第10条の要求事項は免除される。しかしながら、**PEFC 認証**の観点からは、対象となる製品グループに対して **PEFC EUDR DDS**を導入するすべての**組織**に、6.1.1 項が適用される。EUDR 上は義務付けられていない場合であっても、このリスク評価は、投入原材料の分類、ならびに **PEFC-EUDR 主張**の発行および伝達を裏付けるための、**PEFC 認証**における追加的な要求事項となる。なお、これにより EUDR に基づく組織の法的義務が変更されることはない。

6.1.2 リスク評価では、**EU 市場**に投入される、または **EU 市場**から輸出される予定の**関連製品**が、問題のある出处（**PEFC ST 2002**、定義 3.7）に由来するリスクがあるか、または **EUDR 不適合製品**（**PEFC EUDR DDS ST-MO 2002-1**、定義 3.23）であるかどうかを判断しなければならない。（EUDR 10.1）

6.1.3 **組織**は、リスク評価において**関連製品**のリスクがない、または**極小リスク**であるとの結論が出た場合を除き、当該**関連製品**を **PEFC 製品グループ**の投入原材料として使用してはならず、また、当該製品を **EU 市場**に出荷したり、**EU 市場**から**輸出**してはならない。（EUDR 10.1）

6.1.4 組織のリスク評価は、以下のリスクの評価を含め実施されなければならない。

- a) **関連製品**が、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少または森林劣化を発生した活動に由来するリスク（本規格 6.2）
- b) **関連製品**が 生産国の関連法令を遵守せず生産されたリスク（本規格 6.3）
- c) **関連製品**が森林の木材または非木質林産品の生産能力及び森林の各種サービスの持

持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収獲に由来するリスク

注: c は、EUDR ではカバーされていない、PEFC ST 2002 の 3.7 の**問題のある出処**の定義の要素 (b) と (i) に対応している。「PEFC EUDR 主張」を付した原材料がこの PEFC の定義に対応した問題のある出処かどうかを確認するため、**PEFC EUDR DDS** を実施する組織は、EUDR の範囲を超え、PEFC の問題のある出処となる部分についても対処する必要がある。

d) 関連製品がサプライチェーンレベルで問題のある出処または不適合製品と混合するリスク (6.5 項)

6.1.5 **組織**のリスク評価の結果、投入原材料として使用される**関連製品**は、以下のリスクカテゴリーに分類されなければならない。

- a) リスクなしまたは極小リスク、または
- b) 重大なリスク

6.1.6 **組織**は、**関連製品**を**極小リスク**として分類する前に、**根拠のある懸念**及および/あるいは**EUDR 根拠のある懸念**がないこと、あるいはこれらの懸念が解消されていることを確認しなければならない。(EUDR 10、2(l)に基づく)

6.1.7 **組織**が、**関連製品**について 6.2、6.3、6.4、および 6.5 に記載されているリスク評価の項目の 1 つ、または複数について、リスクなし、あるいは**極小リスク**ではないと確認した場合、本規格の第 8 章に従って確認されたリスクを**重大リスク**として管理しなければならない。(EUDR 11, 1 に基づく)

6.1.8 下流オペレーターまたはトレーダーと定義される**組織**は、供給者（オペレーター）が DD ステートメントの**参照番号**または**申告番号**を提供する義務を履行していないことを認識した場合、組織は、当該**関連製品**を EU 市場に出荷または利用可能にすることを避けなければならない。(EUDR 3.c、4.7、5.3(a)、FAQ 第 5 版、3.5)

6.1.9 リスク評価を実施する際、組織は以下を考慮に入れなければならない

- a) リスク評価を実施する際には、欧州委員会の専門家グループ登録簿に公表されている EUDR の実施を支援する欧州委員会の専門家グループの会議の結論を考慮する。(EUDR 10.2 (k))
- b) 出典、信頼性、有効性、4.3 及び 5.1.2 で言及されている他の利用可能な文書へのリンク、および**関連製品**が EUDR に準拠していないリスクを示す情報 (EUDR 10.2(g))

6.1.10 組織は、6.2、6.3、6.4、および 6.5 に規定されているリスク評価指標に対するリスクの程度を判断するために取得および使用した情報および証拠を含めリスク評価プロセスの記録を文書化し、保管しなければならない。(EUDR 10,1、10.4)

6.1.11 組織は、リスク評価のプロセス（収集された情報や証拠を含む）に関する記録を作成し、保持しなければならない。また、それらの情報や証拠が、6.2 項から 6.5 項に規定されたリスク評価基準に照らしてどのように評価されたか、そしてリスクのレベルがどのように決定されたかについて、説明できるようにしておかなければならない。
(EUDR 10.4、10.1、12.1、12.2)

6.2 関連製品が、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に由来しているリスクの評価

6.2.1 組織は、以下の表 5 の指標のいずれかが該当する場合、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に起因するリスクなし、あるいは**極小リスク**として**関連製品**を分類することができる。(EUDR 10, 2 に基づく)

表 5: 関連製品が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した地域から生産されたリスクに関するリスクなし、あるいは極小リスクの指標のリスト

i.	認証範囲に PEFC EUDR DDS を含む有効な-COC 認証書を保持し、PEFC EUDR を実施している 供給者 によって、「 PEFC EUDR 主張 」および本規格の第 5 章に規定されている追加的情報とともに納入された特定の 関連製品 例: PEFC EUDR X% PEFC 認証
ii.	森林減少 や 森林劣化 が蔓延しておらず、欧州委員会が 国別リスク として低とした国、またはその一部で生産された 関連製品 (出典: EUDR 13, 1)
iii.	すでに EUDR 適応 PEFC 承認規格に基づく SFM 認証書保持者から、有効な 100% PEFC 認証の主張とともに供給された 関連製品 注: EUDR 適応の PEFC SFM システムについては、PEFC ウェブサイト参照
iv.	PEFC が承認した規格以外の EUDR に適応する森林認証制度に基づき、その旨が明記された状態で納品され、第三者認証機関が発行した有効な証明書によって裏付けられている 関連製品 。 組織 は、当該森林認証制度が EUDR に適応しており、かつ EUDR に適合していることを確認・評価し、その旨を立証しなければならない。 注: 組織への供給者が オペレーター である場合、納品情報には、参照番号または申告番号を含める必要がある。
v.	組織 が以下を行っている 関連製品 :

- a) **関連製品**が生産される土地区画の**地理的位置情報**、および収穫の日付または収穫期間の把握
- b) **関連製品**が 2020 年 12 月 31 日以降に**森林減少**と**森林劣化**が発生した地域に由来しないことの情報確認
- c) 証拠の記録

6.3 関連製品が、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクの評価

6.3.1 組織は、表 6 の指標のいずれかが該当する場合、関連製品を、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクをリスクなし及び/あるいは極小リスクと分類することができる。(EUDR 10,2 に基づく)

注：組織は、欧州委員会が提供するツール（例えば、生産国における適用法令のリポジトリなど）を参照することができる。

表 6: 生産国の関連法令に準拠していないことのリスクがなし、あるいは極小の指標

i. 認証範囲に PEFC EUDR DDS を含む PEFC が認める有効な認証書 を保持し、 PEFC EUDR DDS を実施している 供給者 によって、「 PEFC EUDR 主張 」および本規格の第 5 章に基づく追加情報とともに納入された 関連製品 例: PEFC EUDR X% PEFC 認証
ii. EUDR に適応した規格に基づき認証を受けた持続可能な森林管理 (SFM) 認証取得者から、有効な「100% PEFC 認証」の主張（クレーム）、またはそれと同等の PEFC 承認システムに基づく主張を伴って納品された 関連製品 注：EUDR に適応する PEFC 承認規格は、順次 PEFC のウェブサイトで公表される。
iii 規則 (EC) No 2173/2005 の範囲内にあり、運用ライセンススキームの有効な FLEGT ライセンスの対象となっている 関連製品 (EUDR 10.3)
Iv PEFC が承認した規格以外の EUDR に適応する森林認証制度に基づき、その旨が明記された状態で納品され、第三者認証機関が発行した有効な証明書によって裏付けられている 関連製品 。 組織 は、当該森林認証制度が EUDR に適応しており、かつ EUDR に適合していることを確認・評価し、その旨を立証しなければならない。 注：組織への供給者が オペレーター である場合、納品情報には、参照番号または申告番号を含める必要がある。

6.3.2 表 6 の指標がいずれも該当しない場合、表 7 のすべての指標が当てはまれば、**組織は関連製品を**、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来することについて極小リスクとして分類することができる (EUDR 10,2 に基づく)

表 7: 生産国の関連法令を準拠していないことについてのリスクなし、あるいは極小リスクの補足指標

i. 関連製品およびその生産国（またはその一部）に以下のことが存在しないことを確認する、文書化された分析および検証。 a) 以下の事象の蔓延： i. 汚職 ii. 文書およびデータの偽造 (EUDR 10.2(h)) b) 対象製品に含まれる樹種について、その生産国または地域において、「問題のある出处」（PEFC ST 2002 の 3.7(a)または(b)) に該当する活動、あるいは EUDR を遵守していない活動が蔓延している 注：5.1.1(a)に基づき申告された樹種の信頼性は、評価を行う上で重要な要素となる。8.1.2(c)および 8.3.2 を参照 c) 以下の欠如： i. 法執行 ii. 環境保護 iii. 森林管理や生物多様性の保全など、伐採に直接関連する森林関連の規則。または、森林ガバナンスおよび法執行の水準が低いこと。 (EUDR 2.40(b)および(c)、ならびに 10.2(h)) d) 以下の侵害： i. 土地利用権 ii. 第三者の権利 iii. 労働権 注：組織は、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」に規定されているような、国際的に認められた労働権に関する義務を考慮することができる iv. 国際的な人権 (EUDR 2.40(f)および 10.2(h)) e) 以下のいずれかが存在： i. 武力紛争、または紛争木材の取引 ii. 国連安全保障理事会または欧州連合（EU）理事会による制裁措置 iii. 税務、腐敗防止、貿易、および関税に関する規制への違反 (EUDR 10.2(h)、2.40(h)；PEFC ST 2002, 3.7(h))
ii. 先住民族が存在しない生産国（またはその一部の地域）に由来する関連製品。もし生産国（またはその一部）に先住民族が存在する場合以下のすべてを適用しなければならない： a) 生産国またはその一部に住む先住民族との誠意を持った協議、協力 b) 関連産品を生産する目的で利用される地域の利用または所有権に関する客観的かつ検証可

能な情報に基づいた、先住民族による正当に理由のある要請がない

- c) 先住民の権利に関する国際連合宣言の規定を含み、自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意（FPIC）の原則の順守

注：c)は、生産地域の法的地位に関して生産国で適用される関連法の文脈で理解されるものとする（EUDR 10.2(c), (d), (e)）

6.4 関連製品が森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来するリスク、あるいは、遺伝子組換え樹木が利用されるリスクの評価

6.4.1 組織は、PEFC が認める有効な認証書を保有する**供給者**から PEFC 主張とともに納入される関連製品については、森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来する、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組換え樹木が利用されるリスクをリスクなし、または**極小リスク**に分類できる

6.4.2 PEFC が認める認証を取得している**供給者**から納入された製品であっても、PEFC の主張が付されていないものがある。このような製品について、表 8 に掲げるすべての指標が該当する場合、**組織は関連製品を**、以下のリスクがない、あるいは**極小リスク**と分類することができる。

森林が木材や非木材の林産物およびサービスを持続可能な形で提供する能力が維持されていない活動、長期的に持続可能な水準を超えた伐採が行われている活動、あるいは遺伝子組み換え樹木が使用されている活動に由来する

表 8：関連製品が森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫、あるいは遺伝子組み換え樹木が利用されるリスクが、リスクなし、あるいは極小レベルとなる指標

a) 森林の木材及び非木質林産物やサービスを生産する能力の持続可能性を維持している、あるいは収穫量が長期的に持続可能な水準を超えない活動。

例：これを確認できるデータソース：FAO 森林資源評価、STIX、UNECE、欧州環境機関、または Forest Trends。

b) 一般に入手可能なデータにより、遺伝子組み換え森林及び樹木を基にした生産物が、その国/地域で生産され、市場に出荷されていない。

注：これらの指標は、PEFC ST 2002 の 3.7「問題のある出処の定義」の要素 b と i に相当する

6.5 サプライチェーン段階において、森林及び樹木産原材料が、問題のある出処あるいは EUDR を遵守していない供給源からのものと混合されるリスクの評価

6.5.1 組織は、表 8 に示す指標のいずれにも該当しないことを評価し、文書化している場合、関連製品について、以下のリスクがなし、あるいは極小リスクであると分類することができる。

- a) EUDR または本規格の要求事項の適用を回避するリスク
- b) サプライチェーンの段階で、出処不明の関連製品、問題のある出処からの製品、または不適合製品と混在するリスク
(EUDR 10.2(j)および PEFC ST 2002 に基づく)

表 9： サプライチェーン段階での重大なリスクの指標のリスト

i)	関連するサプライチェーンが複雑であるため、必要な情報の入手や検証、サプライチェーンの全段階の特定、あるいは関連製品の出処やその生産が行われた土地の特定が困難 (EUDR 10.2(i)、欧州委員会ガイダンス 2026、第 5 節)
ii)	輸送、保管、加工、その他のサプライチェーン上の業務において、関連製品が、出処不明の製品、問題のある出処に由来する原材料、または基準に適合しない製品との混合を防ぐための管理措置が存在しない、あるいは不十分 (EUDR 10.2(j)；EUDR FAQ 1.3–1.5 および 1.17–1.18 に基づく)
iii)	関連製品の加工段階において、特に、関連製品と当該製品が生産された 土地区画 との関連づけが困難 (EUDR 10.2(i))
iv)	関連サプライチェーン上の 組織が 、問題のある出処に関する PEFC の定義(PEFC ST 2002 3.7a)の違法な出処に関する要求事項、あるいは EUDR または関連法令に準拠していない履歴あるとの情報 (EUDR 10.2(l))

6.5.2 以下の製品は、表 9 の指標 i、ii、および iii に関するリスクなし、または極小リスクの証明とみなされる。すなわち、PEFC EUDR DDS をその認証範囲に含み、かつ関連製品に対して PEFC EUDR DDS を実施している供給者から、「PEFC-EUDR 主張」および第 5 章で規定される追加情報が付され納品される関連製品、ならびに、EUDR に適応する PEFC FM 認証取得者から、「100% PEFC 認証主張」が付されて納品された関連製品。

7. 根拠のある懸念

7.1 組織が、関連製品にリスクがあることを示す、根拠のある懸念、第 6 章に従ってリスク評価を通じて特定された情報、または EUDR 第 31 条に基づいて提出された EUDR 根拠のある懸念を含む関連情報を入手または認識した場合：

- a) 問題のある出处に由来する、
- b) EUDR に準拠していない、または
- c) EUDR の回避行為に関連している、

組織は、特定されたリスクに対し、第 6 章および第 8 章に従ってリスク評価を行い、必要に応じてリスク軽減策を実施しなければならない。

(EUDR 13.2)

7.2 組織は、**根拠のある懸念及び EUDR 根拠のある懸念**について、その懸念が確認された日から 10 日以内に調査を開始しなければならない

7.3 組織が、関連製品が EUDR に適合していない、または EUDR が回避されているリスクを示す、根拠のある懸念または EUDR に基づく根拠のある懸念を含む関連情報を入手または認識した場合、当該組織は直ちに以下の者に対し、当該関連情報を伝達しなければならない。

- a) 組織が直接当該製品を供給した各顧客、
- b) 組織の認証機関、および
- c) PEFC 評議会または PEFC 認可団体

さらに、オペレーター、零細及び小規模一次オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダーと定義される**組織**は、直ちに当該関連情報を**管轄当局**に伝達しなければならない。

7.4 7.1 に言及されている関連情報が、問題のある出处に由来する原材料に関するものである場合、組織は、**認証機関**、および PEFC 評議会、あるいは PEFC 認定機関にその旨を通知しなければならない。

7.5 オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダーとして定義される**組織**が、EU 市場に出荷または利用可能にした、あるいは輸出した**関連製品**が EUDR に適合しないリスクがあることを示す情報を入手または認識した場合、直ちに以下の機関に通知しなければならない。

- a) **組織**が EU 市場に当該製品を出荷または利用可能にした加盟国の**管轄当局**、
- b) **組織**が当該製品を供給した**下流オペレーター**および**トレーダー**、
- c) **組織**の認証機関、および

d) PEFC 評議会または **PEFC 認可団体**

輸出された**関連製品**の場合、**オペレーター**または**下流オペレーター**は、生産国である加盟国の**管轄当局**に通知しなければならない。(EUDR 4.5、5.5)

注：輸出の場合、下流オペレーターは、EUDR 第 2 条(24)項に定義される「生産国」の管轄当局に通知しなければならない。輸出に際して、EUDR 第 2 条(24)項に基づく生産国が下流オペレーターにとって不明である場合、あるいは当該国に EUDR 上の管轄当局が指定されておらず連絡が取れない場合には、輸出を行う加盟国の管轄当局に連絡する必要がある。(EUDR FAQ、3.6.2)

7.6 非 SME 下流オペレーターまたは非 SME トレーダーとして定義される組織が、関連製品を EU 市場に出荷または輸出する前に、当該製品が EUDR に適合していないことを示す関連情報を入手した場合、または当該情報を認識した場合、直ちに以下の機関に通知しなければならない。

- a) 当該製品を **EU 市場**に出荷または輸出する予定の加盟国の**管轄当局**
 - b) **組織**の認証機関
 - c) PEFC 評議会または **PEFC 認可団体**
- (EUDR 5.6)

7.7 7.6 項で言及されている関連情報が EUDR の根拠のある懸念に該当する場合、組織は、デューデリジェンスが実施し、リスクがないか、または極小であるという結論に至ったことを検証しなければならない。検証の結果、EUDR への不遵守のリスクがないか、または極小であることが証明されない限り、当該製品を EU 市場に出荷または利用可能にしたり、輸出したりしてはならない。

表 10：関連製品に対するリスクを示す情報を受け取った際に取りるべき措置の概要

リスクを示す情報が入手された場合	適用される組織の種類	要求される行動
根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念に関する情報あるいは他の情報 (7.3)	規模や役割（オペレーター、零細または小規模第一次オペレーター、下流オペレーター、トレーダー）に関わらず、EU に拠点を置くすべての組織	直ちに以下の機関に通知 • 管轄当局 • 直接の顧客 • 認証機関 • PEFC 評議会または PEFC 認可団体
根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念に関する情報	EU 域外に拠点を置く組織	直ちに以下の機関に通知 • 直接の顧客 • 認証機関

あるいは他の情報 (7.3)		• PEFC 評議会または PEFC 認可団体
関連製品が EU 市場に出荷または利用可能にされた後、もしくは輸出された後に受け取った、根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念または情報 (7.5)	規模や役割（オペレーター、零細または小規模の第一次オペレーター、下流オペレーター、トレーダー）に関わらず、EU に拠点を置くすべての組織	直ちに以下の機関に通知 • 当該製品が EU 市場に出荷または利用可能にされた加盟国の管轄当局 • 当該製品の供給を受けた下流オペレーターおよびトレーダー • 認証機関 • PEFC 評議会または PEFC 認可団体 • 輸出された製品の場合、オペレーターまたは下流オペレーターは、生産国である加盟国の管轄当局に通知しなければならない。
当該製品が EU 市場に出荷または利用可能にされる前、もしくは輸出される前に受け取った、根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念または情報 (7.6、7.7)	非 SME 下流オペレーター及び非 SME トレーダー	直ちに以下の機関に通知： • 組織が関連製品を EU 市場に出荷または利用可能にしようとする加盟国、もしくは当該製品を輸出しようとする加盟国の管轄当局 • 認証機関 • PEFC 評議会または PEFC 認可団体 • 関連情報が EUDR に基づく懸念に該当する場合、組織はデューデリジェンスを実施し、リスクがないか、または極小であるという結論に至ったことを検証しなければならない。組織は、検証の結果、EUDR への不遵守のリスクがまったくないか、極小であるであることが証明されないかぎり関連製品を EU 市場に出荷または利用可能してはならない。

8. リスクの軽減

8.1 一般的事項

8.1.1 **組織**は、第 6 章に従って実施された**リスク評価**により、**関連製品**が**非準拠品**であるリスクがないか、または**極少レベル**であることが明らかになった場合を除き、PEFC-COC を実施する前に、リスクをなしにするか、または**極少レベル**に抑えるに十分なリスク軽減手順および措置を実施しなければならない（EUDR 11.1）

注：PEFC 認証の目的において、第 6 章に基づくリスク評価により**重大なリスク**が特定された場合、PEFC EUDR DDS を実施する**組織**には第 8 章が適用される。これには、EUDR の範囲を超える事項を扱う第 6.4 節に基づいて評価されたリスクも含まれる。EUDR 上はリスク低減措置が求められない場合であっても、それを適用することは PEFC 認証における追加要求事項となり、これにより**組織**は**PEFC-EUDR 主張**を行い、伝達することが可能となる。なお、このことは、EUDR に基づく組織の法的義務を変更するものではない。

8.1.2 手順や措置には、以下のいずれかを含むことができる：

- a) 追加の情報、データ又は文書の要求（EUDR 11.1(a)）
- b) 独立した調査または監査の実施（EUDR 11.1(b)）
- c) その他第 5 章に規定されている情報の要求事項に関する措置（EUDR 11.1.(c)）

注：情報に関する要求事項に関連するその他の措置として、適切な識別手法を用いて、申告された樹種が対象原材料そのものと一致しているかを確認することなどが挙げられる。

8.1.3 こうした手順や措置には、**組織**に対する**供給者**の、特に小規模所有者の能力向上や投資を通じ、EUDR の遵守への支援を含むことができる（EUDR 11.1）

8.1.4 **組織**は、特定されたリスクを効果的に軽減し管理するために、十分かつ適切な方針、管理、および手順を準備しておかなければならない。これらの方針、管理、および手順には、以下のものが含まれなければならない；

- a) **非 SME オペレーター**として定義される**組織**におけるリスク管理の実施、報告、記録保持、内部統制、コンプライアンス管理のモデル化（マネジメントレベルでのコンプライアンス責任者の任命を含む）（4.2.2 も参照）
- b) **非 SME オペレーター**と定義される**組織**においては、8.1.2 で規定されている内部方針、統制及び手順をチェックする独立した監査機能（EUDR 11.2）

8.1.5 **組織**は、リスク軽減の手順と措置に関する決定を文書化し、少なくとも年 1 回見直し

なければならない。(EUDR 11.3)

8.1.6 オペレーターと定義される**組織**は、要求があれば、管轄当局に対しリスク軽減手順及び措置に関する決定を管轄当局に公開しなければならない(EUDR 11, 3)

8.1.7 オペレーターと定義される**組織**は、リスク軽減手順及び措置の決定がどのように行われたかを実証できるようにしなければならない。(EUDR 11.3)

8.2 追加情報、データ及び文書の要求

8.2.1 **組織**は、「重大なリスク」供給品の全ての**供給者**に以下を要求しなければならない：

- a) 4.3 および 5.1.1 に記載されているすべての詳細情報、およびサプライチェーン全体と供給元の生産地に関する追加データと文書の**組織**への提供
- b) **組織**が、供給者の事業だけでなく、サプライチェーン内の一つ先の供給者の事業に対しても第2者または第3者による監査の実施を可能にすること

注：これらの手順は、例えば契約上の合意や供給者による書面による自己宣言によって確認できる

8.2.2 提出される情報により、**組織**の監査の計画と実施が可能とならなければならない

8.3 監査

8.3.1 **組織**のリスク軽減手順および措置には、**組織**に提供され、レビューされた文書だけでは、**関連製品が問題のある出处**および/または**非準拠製品**に由来していないということについて十分な確信を持てない場合に、**重大リスク**を伴う供給品を納入している**供給者**に対する監査を含めなければならない。監査は、**組織**自身（第三者監査）または**組織**に代わって第三者によって実施することができる

8.3.2 **組織**は、監査を実施する要員が、**重大なリスク**の供給源のリスクに関連しているEUDR、PEFC EUDR DDS、現地のビジネス、文化的、社会的慣習、適用される条約、法規制、ガバナンス、法執行に関する十分な知識と能力を持っていることを証明しなければならない。また、特定されたリスクが樹種に関するものである場合には、適切な樹種識別手法に関する能力を有しているか、あるいはそうした手法を利用できる状態にあることを実証しなければならない。

8.3.3 特定されたリスクが5.1.1(a)項に基づき申告された樹種の正確性に関連する場合、サンプリングされた供給品の検証には、申告された種と当該原材料そのものとを照合する確認作業が含まれ得る。

8.4 是正措置

8.4.1 組織は、特定されたリスクを効果的に管理するための方針、管理、手順の一部として、重大なリスクのある供給品を納入する供給者に対し是正措置を実施するための手順を定めなければならない。

8.4.2 是正措置の範囲はリスクの大きさと深刻さに基づいて決定され、供給者が適切なリスク軽減措置が実施されたことを実証できるまで、**関連製品**に関する契約または注文のキャンセルまたは停止を検討しなければならない

9. デューディリジェンス (DD) ステートメント及び簡易申告書の提出と公表

9.1 DD ステートメント及び簡易申告書の提出

9.1.1 オペレーター及び非 SME トレーダーと定義される組織は、関連製品を EU 市場に出荷するか輸出する前に、EU の情報システムを通じて、当該製品を出荷あるいは輸出する加盟国の管轄当局に、当該製品を対象とする DD ステートメントを提出しなければならない。(EUDR 4, 2 及び EUDR 5, 2)

9.1.2 零細または小規模第一次オペレーターと定義される組織は、関連製品を EU 市場に出荷する前、または EU 市場から輸出する前に、EU 情報システムを通じて一回限りの簡易申告書を提出しなければならない。この簡易申告書には、本規格の付属書 2 に記載されている EUDR 付属書 III に記載されている情報を含めなければならない。EU 情報システム以外の EU 法または加盟国法に基づいて設立されたシステムまたはデータベースに EUDR 付属書 III に記載されているすべての情報が登録されており、かつ加盟国がオペレーターごとに EU 情報システムで当該情報を提供している場合は、一回限りの簡易申告書は不要である。(EUDR 4.a)

9.1.3 零細または小規模第一次オペレーターと定義される組織は、提供した情報に重大な変更があった場合、簡易申告書に記載された情報を更新することができる。(EUDR 4a.3)

9.1.4 零細または小規模第一次オペレーターと定義される組織は、一回限りの簡易申告書の提出後、EU 情報システムにおいて申告番号が割り当てられるまで、または EU 法もしくは加盟国法に基づいて設立されたシステムもしくはデータベースを通じて必要な情報が入手可能になるまで、関連製品を EU 市場に出荷したり、輸出したりしてはならない。(EUDR 4a.2 および 4a.4)

9.1.5 零細または小規模第一次オペレーター以外のオペレーターとして定義される組織は、PEFC の顧客に対し、関連製品に関連する DD ステートメントの参照番号を提示しなければならない。零細または小規模第一次オペレーターとして定義される組織は、PEFC 顧客に対し、関連製品に関連する簡易申告番号を提示しなければならない。(EUDR 4.7)

注：ある企業が製品を市場に出荷し、その後その製品を加工して「派生関連製品」とし、それを再び市場に投入する場合、当該は（上流の）オペレーターとしての役割と、最初の下流オペレーターとしての役割の双方を担うことになり得る。この場合、当該派生製品が別の下流オペレーターまたはトレーダーに供給されるのであれば、当該企業は、EUDR 第 4 条第

7 項に基づく参照番号を伝達する必要はない。(EUDR に関する FAQ、3.8)

9.1.6 オペレーターとして定義される**組織**は、権限を有する代理人に **DD ステートメント** を提出するよう委任することができる。**零細または小規模第一次事業者**として定義される**組織**は、権限を有する代理人に一回限りの**簡易申告書**を提出するよう委任することができる。いずれの場合も、**組織**は EUDR の遵守に関する責任を負い続けなければならない。(EUDR 6.1)

9.1.7 **零細または小規模第一次オペレーター以外のオペレーター**と定義される**組織**は、EU 情報システムを通じて提出した各 **DD ステートメント**の記録を、提出日から少なくとも 5 年間保存しなければならない。(EUDR 4.3)

9.1.8 **DD ステートメント**には、少なくとも本規格の付属書 1 に規定された情報を含めなければならない、**簡易申告書**には、少なくとも本規格の付属書 2 に規定された情報を含めなければならない。

9.2 デューデリジェンスシステム(DDS)報告書及び公表

9.2.1 **非 SME オペレーター**と定義される**組織**は、EUDR の義務を果たすためにとった手段を含む PEFC EUDR DDS についてインターネット等を通じて、可能な限り広く一般に公表しなければならない。(EUDR 12.3)

9.2.2 組織の DDS 報告書には、**関連製品**に関する以下の情報が含まなければならない：

- a) 本規格の要求事項 4.4.1 及び 5.1.2(a)及び(b)に記載されている情報の概要
- b) 第 6 章に従って実施されたリスク評価の結論、および第 8 章に従って実施されたリスク軽減の結果、およびリスクを評価するために入手し使用した情報および証拠の説明。
- c) 該当する場合、関連商品及び関連製品の生産地域に存在する先住民、地域社会、その他の慣習的権利保有者、又は市民団体との協議プロセスの説明。(EUDR 12.4)

9.2.3 バリューチェーンのデューデリジェンスに関する要求事項を定める EU の法令の適用範囲にも含まれる**オペレーター**として定義される**組織**は、その欧州連合の法令の枠組みの中の報告において、上記の要件 9.2.2 に規定されている必要な情報を含めることで、**PEFC EUDR DDS** の 報告義務を果たすことができる (EUDR 12.3)

注 1：バリューチェーンデューデリジェンスに関するその他の EU 法規の例としては、企業のサステナビリティ報告に関する規則 (EU) No 537/2014、指令 2004/109/EC、指令

2006/43/EC、指令 2013/34/EU を改正する 2022 年 12 月 14 日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2022/2464 がある。

注 2：EU 企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）など、その他の関連する EU 法規に基づく報告義務の一環として、9.2.2 項で要求される情報を既に報告している組織は、同じ情報を再度報告する必要はない。（EUDR 12.3、FAQ 5、5.14）

9.3 EU 情報システムへの登録

9.3.1 非 SME 下流オペレーターまたは非 SME トレーダーとして定義される組織は、関連製品を EU 市場に出荷または利用可能にする前に、あるいは輸出する前に、EU 情報システムに登録しなければならない。（EUDR 5.2）

注：オペレーターおよび零細及び小規模第一次オペレーターは、それぞれ 9.1.1 および 9.1.2 に規定する目的のために EU 情報システムにアクセスする。

10. 市場への出荷停止

10.1 不明な出处及び/または問題のある出处由来の関連製品、または非 EUDR 準拠の関連製品は、PEFC EUDR DDS が実施される PEFC 製品グループに含まれてはいけない。
(EUDR 3 に基づく)

10.2 非適合の製品を、EU 市場に出荷もしくは利用可能にすること、または輸出することは禁止される。(EUDR 3)

10.3 組織が、PEFC-COC の対象外である関連製品について、それが違法な供給源 (PEFC ST 2002:2020 の 3.7 項における「問題のある出处」の定義の(a)項に該当するもの) に由来すること、あるいは生産国の関連法令を遵守して生産されたものではないことを把握した場合、当該関連製品を市場に出荷したり、市場で利用可能にしたり、または輸出を行ってはならない。

10.4 組織は、PEFC-COC の対象外である**関連製品**について、違法な供給源 (PEFC ST 2002:2020 の 3.7 項における「問題のある出处」の定義の(a)項に該当するもの) に由来するとの**根拠のある懸念**、あるいは **EUDR の根拠のある懸念**を把握した場合、または関連製品が**生産国の関連法令**を遵守して生産されていないとの懸念を把握した場合には、第 7 章に従ってその懸念が解消されるまで、当該**関連製品**を市場に**出荷**したり、市場で**利用可能**にしたい、あるいは**輸出**を行ってはならない。

付属書 1

EUDR 付属文書 2 に基づく デューディリジェンス(DD)ステートメントの内容

EUDR 第 4 条(2)に基づく DD ステートメントに記載される情報：

1. **オペレーター**の名称、住所、**関連商品**及び**関連製品**が **EU 市場**に出荷あるいは EU 市場から輸出する場合は、規則(EU)No 952/2013 の第 9 条に従った経済事業者登録識別(EORI)番号。
2. **オペレーター**が**関連製品/関連商品**を **EU 市場**に出荷、または **EU 市場**から輸出しようとする場合は、HS コード、商品名、および該当する場合は完全な学名を含むフリーテキストおよび数量。数量は、正味質量のキログラム、及び該当する場合は、表示された HS コードに対する規則 (EEC) No 2658/87 の付属書 I に規定された補足単位で表すか、又はその他のすべての場合には、推定百分率若しくは偏差、又は該当する場合は、体積若しくは品目数を指定した正味質量で表す。補足単位は、それが **DD ステートメント**で言及された HS コード下のすべての可能な小見出しについて一貫して定義されている場合に適用される。
3. **生産国**及び**関連商品**が生産されたすべての**土地区画の地理的位置情報**。牛を含む又は牛を使用して製造された**関連製品**、及び**関連製品**を飼料として使用した**関連製品**の場合、**地理的位置情報**は、牛が飼育された全ての施設を指すものとする。**関連製品**が、異なる土地で生産された商品を含むか、またはそれを使用して製造された場合、第 9 条(1)の(d)に従い、すべての**土地区画の地理的位置情報**が含まなければならない。
4. 本文：「この **DD ステートメント**を提出することにより、**オペレーター**は、規則 (EU) 2023/1115 に基づくデューディリジェンスを実施し、**関連製品**が同規則の第 3 条(a)項または(b)項に適合しないリスクがない、または**極小リスク**であることを確認する。」
5. 以下の書式による署名：
～のために代表して署名する：
日付：
氏名と職責 署名

付属書 2（規範）

EUDR 2025/2650 の付属書 3 に基づく、零細または小規模の第一次オペレーター向けの簡易申告書の内容

EUDR 2025/2650 第 4a 条(3)に従い、**零細または小規模第一次オペレーター**向けの簡易一回限りの申告書には以下の情報を含めなければならない。

1. **零細または小規模第一次オペレーター**の名称、住所、および関連製品および**関連製品**が EU 市場に出入りする場合、規則(EU) No 952/2013 第 9 条に従った経済事業者登録番号 (EORI 番号)。

2. **関連製品**の HS コードおよび自由記述による説明（商品名を含む）、ならびに市場に出荷される、または輸出される予定の**関連製品**の年間推定数量（正味質量で表し、推定値の割合または偏差、あるいは該当する場合は数量または個数を明記）。EU 市場に出入りする**関連製品**については、推定数量は正味質量キログラムで表し、該当する場合は、指定された HS コードに対応する規則(EEC) No 2658/87 付属書 I に規定された補助単位で表す。その他の場合は、正味質量で表し、推定値の割合または偏差、あるいは該当する場合は数量または個数を明記する。補足単位は、**DD ステートメント**で言及されている統一システムコードに基づくすべての可能な細分類項目に対して一貫して定義されている場合に適用される。

注：本付属書は EUDR から転載したものであり、EUDR の原文では「簡易申告書」ではなく「**DD ステートメント**」ととされているが、本付属書では、「簡易申告書」に修正している

3. 生産国および**零細または小規模第一次オペレーター**が**関連製品**を生産する全ての土地の**地理的位置情報**、または全ての土地の郵便先住所。**関連製品**が異なる土地で生産されている場合は、第 9 条第 1 項(d)に従い、全ての土地の郵便先住所または**地理的位置情報**を記載しなければならない。

本文：「本宣言により、**零細または小規模第一次オペレーター**は、EU 市場に出荷または輸出する**関連製品**について、規則(EU) 2023/1115 に従って適切な注意義務を尽くし、当該**関連製品**が同規則第 3 条(a)または(b)に適合しないリスクが全くないか、または極小である場合にのみ、EU 市場に出荷または輸出することを確認する。」

付属書 3（参考情報）：EU 域外に拠点を置く PEFC COC 認証組織が、PEFC EUDR DDS 規格を実施する際の責任の概要

表 11：EU 域外に拠点を置く組織に適用される要求事項の概要

PEFC ST MO2002-1:2026 の章	適用条項	EU 域外に拠点を置く組織に適用される要求事項
4.1 一般的事項	部分的に適用	・ 4.1.1～4.1.4：PEFC EUDR DDS を実施する。製品グループを定義する。関連するすべての原材料が DDS のプロセスを経ることを確実にする。情報収集、リスク評価、およびリスク低減措置を実施する。 ・ 4.1.5(a)および(e)：根拠のある懸念に対処し、第 10 章の管理措置を適用する。 ・ 4.1.6～4.1.7：顧客に情報を提供し、DDS を見直し・改定する。 ・ 4.1.9～4.1.12：認証機関による事前通知なしの審査に協力する。PEFC のモニタリングに協力する。 ・ PEFC データベースに情報を登録する。制裁措置や法的調査を受けた場合、認証機関に通知する。
4.2 マネジメントシステムに関する追加要求事項	部分的に適用	・ 4.2.1: PEFC EUDR DDS に関する文書化された手順を維持すること ・ 4.2.3: PEFC EUDR DDS に関連するすべての文書を少なくとも 5 年間保管すること
4.3 投入原材料の確認	条全体の適用	4.3.1～4.3.3：数量、PEFC-EUDR 主張、および追加の DDS 情報を入手する。供給者の認証書および製品範囲を確認する。関連するすべての投入原材料について、PEFC ST2002 に基づくカテゴリーに加え、それらが「PEFC-EUDR」に該当するか「非 PEFC-

		EUDR」に該当するかを分類する。
4.3 生製品の宣言	部分的に適用	4.4.1(a)、(b)および(d)：数量、PEFC-EUDR 主張及び適用される PEFC-COC 主張、ならびに PEFC 顧客が必要とするその他の情報
5. 情報の収集 - 一般的事項	部分的に適用	・5.1.1：原産地、製品、地理的位置、収穫、供給者／顧客、デフォレストレーション・フリーの状況、および合法性に関する情報を収集し、保持すること。 ・5.1.2：5.1.1 に規定された情報を、PEFC-EUDR 主張を付して PEFC の顧客に提供すること。 ・5.1.6：PEFC-EUDR 対象外の原材料について、5.1.1 で求められる情報を入手すること。必須情報が入手できない場合、不完全である場合、または検証できない場合は、当該原材料を「PEFC-EUDR」として分類してはならず、また、関連する PEFC 製品グループに含めてはならない。
6. リスク評価 一般的事項	部分的に適用	6.1.1～6.1.7 および 6.1.9～6.1.11：リサイクル材以外の関連するすべての原材料を評価する。PEFC が定める 4 つのリスク領域を網羅する。リスクを「なし」、「極小」、または「重大」に分類する。懸念事項を解決する。重大なリスクを低減する。評価内容を文書化し、見直しを行う。
6.2～6.5 4 つの異なるリスクに関するリスク評価	すべての項を適用	6.2（森林減少または森林劣化のリスク）、6.3（違法性のリスク）、6.4（森林の生産能力または持続可能性に関するリスク）、および 6.5（サプライチェーン段階における混入のリスク）に記載されたすべての要求事項が適用される。
7. 根拠のある懸念	部分的に適用	7.1～7.2 および 7.3 (a)、(b)、(c)：問題のある出处に関する情報源、不適合、または

		(規定の) 回避を示唆する情報について評価および軽減措置を講じること。10 営業日以内に調査を開始すること。また、直接の顧客、認証機関、および PEFC 評議会（または PEFC 認可団体）に直ちに通知すること。
8.1 リスク軽減 一般的事項	部分的に適用	8.1.1～8.1.5：COC 方式を適用する前に、適切かつ均衡の取れた軽減策を講じること。リスク管理上の統制を維持すること。また、軽減策に関する決定事項を文書化し、少なくとも年 1 回見直すこと。
8.2～8.4 リスク軽減に関する情報、監査、および是正措置	条全体を適用	8.2 (情報)、8.3 (監査) および 8.4 (是正措置) におけるすべての要求事項が適用される。
9. DDS および簡易申告書の提出と公表	適用しない	この表の対象となる組織には、いかなる要求事項も適用されない。
10. 市場への出荷禁止	条全体を適用	10.1～10.4：出処不明なもの、問題のある出処、および不適合製品を除外すること。不適合製品が市場に出荷されるのを防ぐこと。また、根拠のある懸念が解消されていない製品については、取り扱いを停止すること。
付属書 1	適用しない	この表の対象となる組織には、いかなる要求事項も適用されない。
付属書 2	適用しない	この表の対象となる組織には、いかなる要求事項も適用されない。

参考文献

欧州委員会、よくある質問（FAQ）－ EU 森林減少防止規則の実施について

欧州委員会、デフォレステーション・フリー製品に関する規則(EU) 2023/1115 のガイド文書(C/2026/3896)

欧州議会及び理事会規則(EU) No 952/2013（2013 年 10 月 9 日付）－ EU 関税法典の制定（再制定）

理事会規則(EC) No 2173/2005（2005 年 12 月 20 日付）－ 欧州共同体への木材輸入に関する FLEGT（森林法執行・ガバナンス・貿易）ライセンス制度の確立について

欧州議会及び理事会指令(EU) 2022/2464（2022 年 12 月 14 日付）－ 企業のサステナビリティ報告に関し、規則(EU) No 537/2014、指令 2004/109/EC、指令 2006/43/EC 及び指令 2013/34/EU を改正するもの

欧州議会及び理事会規則(EU) No 537/2014（2014 年 4 月 16 日付）－ 公益事業体の法定監査に関する特定の要件について（欧州委員会決定 2005/909/EC を廃止）

欧州議会及び理事会指令 2004/109/EC（2004 年 12 月 15 日付）－ 規制市場で取引される証券の発行体に関する情報開示要件の調和について（指令 2001/34/EC を改正）

欧州議会及び理事会指令 2006/43/EC（2006 年 5 月 17 日付）－ 年次決算及び連結決算の法定監査について（理事会指令 78/660/EEC 及び 83/349/EEC を改正ならびに理事会指令 84/253/EEC を廃止）

特定の種類の企業の年次財務諸表、連結財務諸表及び関連報告書に関する、2013 年 6 月 26 日付欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU（欧州議会及び理事会指令 2006/43/EC を改正し、理事会指令 78/660/EEC 及び 83/349/EEC を廃止するもの）